

新創業融資制度

事業計画(ビジネスプラン)の的確性が認められれば、無担保、無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)で融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1)雇用(パート含む)創出を伴う事業を始める方
- (2)技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方
- (3) (1)または(2)いずれかにより開業された方で、税務申告を2期終えていない方

※1 上記以外でも、勤務経験等によって、お取り扱いできる場合もあります。

※2 金融業、一部の風俗営業業種、一部の遊興娯楽事業等は除きます。

※3 開業前または開業後税務申告を終えておられない方は、開業資金総額の1/3以上の自己資金が確認できる必要があります。

支援内容

■貸付機関 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額 1000万円

■貸付利率 基準利率(2.4%～)(平成19年2月末現在)+1.20%(※)

※資金用途によって異なる利率が適用される場合がありますので国民生活金融公庫の各支店までお問い合わせ下さい。

■貸付期間 運転資金5年、設備資金7年以内(据置期間6ヶ月以内)

■担保・保証条件 無担保・無保証人(法人代表者の保証も不要)

ご利用方法

- (1)融資を申し込まれる方は、直接国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
- (2)ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が審査します。
- (3)審査結果については、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。
- (4)国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先

- ・国民生活金融公庫の各支店(東京相談センター 電話:03-3270-4649)
- ・沖縄振興開発金融公庫の本・支店(融資第二部 創業支援班 電話:098-941-1795)
- ・商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所
- ・中小企業基盤整備機構の中小企業ベンチャー総合支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・都道府県等中小企業支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)地域中小企業支援センター
- ・都道府県生活衛生営業指導センター URL: <http://www.seiei.or.jp/>